

第24回

## マスコミ対応③

### 記者会見における法的責任へのコメント

市町村アカデミー客員教授 大塚康男



#### コメントについて

①コメントの仕方、悪意にも好意的にも受けとられることがあります。例えば、市営公園に設置されていたブランコで子供の死亡事故が起き、記者から法的責任を含めた補償問題を聞かれた場合「原因が明確になっていない現時点で、自治体の責任を含めての補償問題についてコメントできる段階ではありませんので、コメントは差し控えていただきます」と回答するのも法的責任を踏まえれば当然なのですが、「当市の公園内で事故が起きたことについては、大変に遺憾に思っております。原因などを早急に調査し、因果関係が明らかになった段階で、当局としても最大の誠意を持って補償問題に取り組み考えております」といった回答も考えられます。内容的には同一なのですが、前者は逃げのコメントと採られかねないですが、後者の場合は前向きな真摯なコメントになっています。後者

の方が市民や利害関係者に対する不安感を解消させるのに役立つものとなりますし、社会の常識に立ち、併せて相手に対しても配慮した言葉になるため、見識と潔さが込められたコメントになっているのではないのでしょうか。

②事件や事故により異なりますが、記者会見で法的正当性を強調し過ぎることも注意しなくてはなりません。例えば、職員のプライベートでの飲酒運転により死亡事故を発生させたケースにおいても「この事故に関しては、公務外のことであり、直接は自治体に法的責任がおよぶ問題ではないものと考えますが、全体の奉仕者としての公務員が重大な法律違反を犯したことについては、自治体の社会的責任の立場から考えますと、職員の倫理感や研修などにおいても徹底されていなかった点もあるものと考えております。今後はこのような事態が起きないように、更なる徹底を図ってまいります」といった自治体における社会

的責任・道義的責任の視点を忘れない発言が重要となります。特に、最初の記者会見においては、自治体の社会的責任に留意することも忘れてはなりません。

#### 記者会見での想定問題

①記者会見に当たって、自治体としては想定問題を作成することがあります。作成する目的としては、第1に記者から予想外の質問が出た場合をも考え、「回答に窮するような質問」や「予想外の意表をつく質問」が出た場合でも発言者が絶句しないようにあらゆる質問を想定し、それに対する回答を用意しておき、全く考えていない質問が出た場合「不意な発言」や「失言」が起こってしまうことを防止するためです。第2は発言者に基本認識および、どのような方針で臨むかといった回答のガイドラインを示すためです。具体的には「何をどこまで話すか」あるいは「何はどこまで話さないか」といったスタンスを明示すること

です。そして、基本は想定問題を一字一句丁寧に述べるのではなく、あくまでも発言者の言葉で語ってもらうことが重要なのです。

②想定問題のペーパーを記者会見場に持参することがあります。持参することは特に問題はありませんが、質問されるたびに想定問題の回答を探するような行動やしぐさをするようでは、発言の信頼性・安定性は薄らぐものとなります。自治体で発生した問題に対し、首長自らがスタッフの作成した想定問題を見なければ回答できないというもおかしな話ではないでしょうか。数字などを確認しながら回答することはありますが、あくまでも首長自身の言葉で話すことが新聞記者などに対する信頼を確保する第一歩になります。

#### 質問した記者の名前を聞くことの当否

記者会見が行われれば、当然に新聞記者などから質問が出ます。その際に、司会者から新聞社名と記者の名前を名乗るよう要請する場合があります。記者の方から名乗る場合には問題ありませんが、基本的には、その質問をどの新聞社の誰がしたかということはいずれも意味を成しません。記者の質問を自治体がチェックしているかのような印象を与えることにもなりません。従って、新聞社や記者名などを確認するのに固執する必要はないものと考えます。あまり固執すると、記者の中から「なぜ、名前を出す必要があるのか」と逆に反

論されたりし、記者会見が混乱し、停滞することにもなりかねません。記者会見で一番注意し、避けなければならぬことは、記者会見の雰囲気悪化させることです。大切なのは、新聞記者たちが会見内容をどのように受け止めているかということに留意して対応することです。

#### ウソの発言は禁物

①記者会見に際して最大の注意を要するのが、ウソをつかないことです。

特に不祥事の事件（例えば、汚職、官製談合、公金の着服、飲酒運転、セクハラなど）の場合には、どうしても新聞記者からは詰問調で質問されます。そうすると、どうしても苦しくて、最後に言い訳としてウソをついてしまうことがあります。自治体においては、初めからウソをつくつもりでウソをつく事例は少ないものです。多くの場合「苦しまぎれ」「つじつま合わせ」その場しのぎで結果的にウソをついたことになってしまうのです。これはマスコミとの関係を一番悪化させるものとなります。

実際に起きた代表的な事件としては、公的な団体の事例で言えば、平成7年12月に福井県敦賀市で発生した原子力発電「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故があります。このとき記者会見に応じた者が、ある事実を隠すためにウソをつき、さらにつじつま合わせのためにまたウソをつき、ウソで事実を固めた結果、

それが矛盾し最後にばれたという事件がありました。「事故だったものを大きな事件に変えた」と言われ、当時の新聞などに大きく報道されたものです。ウソをつくというやり方をすると、ウソをついた本人ばかりではなく、組織をも巻き込み、致命的な事態に陥ることは、雪印乳業の例を見るまでもありません。

②また、ウソをつくことは、新聞記者に誤った報道をさせることにもなります。さらに、分かっている事実を開示しないこともウソの一種になり得ます。

マスコミの質問に立场上答えられない場合は「申し訳ありませんがその点については、現時点で答えることができませんのでお許しください」と率直に伝えた方が、その場しのぎで事実と異なることを言うよりもはるかにましであると言えます。

#### 筆者プロフィール

#### 大塚康男 (おつかやすお)

1946年東京生まれ。1970年日本大学法学部卒業。1973年市川市職員、同総務部法規係長、企画部企画課長補佐、環境部指導調整室長、総務部法務室長、総務部次長、議会事務局次長、教育次長。2007年から市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）客員教授（「行政訴訟の実務」「住民監査請求」「議会事務」「危機管理」「債権管理」）。その他、自治体大学、全国市町村国際文化研修所、自治体が行う職員研修の講師。危機管理関連の著書に『自治体職員が知っておきたい危機管理術』『Q&A議会人のための危機管理』『自治体職員が知っておきたい債権管理術』などがある。